

市議会運営の憲法・議会基本条例

市民と議員の協働めざす

市民と議員の意見交換会

8月18日（日）13:30～16:00

男女共同参画センター会議室

（アスパア明石北館7階）

委員会は出席拒否、市議全員に出席案内状

明石市議会は昨年から、市議会運営の“憲法”といわれる最高法規として「議会基本条例」の制定をめざし、原案を策定中です。今年1月には骨子案をまとめ、その後ほぼまとまった素案を8月24日のフォーラムで提示し、年内にも制定を図る方針です。

これに対して、政策提言市民団体の「市民自治あかし」は5月末に、条例素案に対して4点にわたって検討すべき意見を提案し、市民と議会との意見交換会を開催するように要望書を提出しました。これまで議会が市民の意見を聞いた機会は、議会報告会や骨子案の説明会、骨子案に対するパブリックコメントの募集という手続きだけでした。パブコメは「言いつ放し」個別の意見に対して意見を交換する機会はなく、報告会や説明会は形ばかりの質疑応答にとどまっています。

議会活性化特別委員会は市民との意見交換会の要請に「委員会としては出席しない」と決めたため、議員全員に出席を要請し意見交換会は実現しました。

自治基本条例にもとづき、「参画と協働」「情報の共有」どう実現

明石市は3年前、自治基本条例を施行し、「参画と協働」「情報の共有」を市政運営の大原則と定めています。この基本条例が「明石市の最高法規」であるかぎり、議会運営もこの大原則にもとづいて運営されなければなりません。条例制定のプロセスから、市民の参画と協働、情報の共有が貫かれ、市民が共有できる基本条例でなければなりません。

明石市議会は、基本条例の制定によって、市民とどのような関係を築こうとしているのか？ 市民と議員が膝を交えて、語り合いたいと思います。

議員の皆さんとじっくりと話し合う意見交換会に、ぜひ多数の市民の皆さんのご参加をお待ちします。

主催 政策提言市民団体・市民自治あかし Tel078-913-1241 fax914-8039

民意反映へ意見交換会